

令和元年10月10日

各中学校校長様

桜の聖母学院高等学校
校長 高城 友治

東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故に関わる被災・避難生徒のための「3.11奨学資金」について（周知依頼）

仲秋の候、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。本校教育につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本校では、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた生徒に対する支援として、「3.11奨学資金」を設立し、現在中高合わせて4名の生徒への教育支援を行なっております。

つきましては、令和2年度入学者におきましても下記の支援をまいりますので、本校受験希望者、入学希望者に対し、広く周知いただきますようお願いいたします。

なお、入学検定料につきましては、下記の項目に該当する生徒については、中学校校長許可のもと「入学検定料免除」を申請していただきますようお願い申し上げます。

記

桜の聖母学院中学・高等学校「3.11奨学資金」の手続きについて

1. 入学検定料（受験料）の免除

願書提出時に、「**入学検定料免除申請書**」をご提出ください。（別紙）

（対象生徒）

H31.4.10 現在で次に指定された地域の住民で避難している家庭の生徒

- ① 帰還困難区域
- ② 居住制限区域
- ③ 避難指示解除準備区域

2. 入学金の免除

「**3.11奨学資金 申請書**」を1.の該当者に、入学試験合格通知とともに郵送いたします。申請書を審査のうえ支援額を決定します。この奨学金は原則として返済の義務はありません。

（申請書類）

- ① 東日本大震災に伴う桜の聖母学院中学・高等学校「3.11奨学資金 申請書」（本校指定）
- ② 罹災証明書または被災証明書（コピー可）

（担当：副校長 落合 茂幸 024-535-3141）